

産業廃棄物の処理は、 排出した事業者の責任です

知らなかったでは
済まされません!!



● 産業廃棄物とは

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物（固形状・液状のもので気体を除く。）

産業廃棄物

【事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類】（下表参照）

→事業者自らに処理責任があります。
事業者自らで基準に則って処理するか、許可業者に委託する方法があります。

特別管理産業廃棄物

【産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

一般廃棄物

【産業廃棄物以外のもの】

主に、家庭から出てきた「ごみ」や、オフィスから出る紙くずなどです。

→市町村の事務として処理しています。

※一部の市町村では、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を自治体施設で受入れて処理しているところもあります（排出場所の市町村にご確認ください。）。

特別管理一般廃棄物

【一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

● 産業廃棄物に該当する20種類

産業廃棄物の種類		例
すべての業種に共通	1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2 汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液
	6 廃プラスチック類	ピニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂
	11 がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじんを集じん施設で集められたもの
特定の業種によるもの	13 紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14 木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット
	15 繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食品品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
20 政令第13号廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固型化物等）	

産業廃棄物の処理を委託するポイント

処理業者まかせにしていますか？
最後まで処理や再生利用が
確実になされたか確認が必要です



Point 1 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、
書面で契約書を交わさなければなりません。

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を専門業者などに委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬または処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取りかわし、5年間保管することが法律で義務付けられています。

Point 2 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託し引き渡す際に、
マニフェストを利用して管理しなければなりません。

- マニフェスト(産業廃棄物管理票の通称)には、紙の伝票で管理するものとパソコン等により電子的に管理する電子マニフェストがあります。排出事業者は、マニフェストを自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。また、紙マニフェストを用いる場合は、処理業者から回付されたマニフェストの写しを自らが5年間保存するとともに、前年度分を毎年6月末までに、都道府県知事または政令市長あてに「マニフェスト交付等状況報告」として提出することが法律で義務付けられています。

Point 3 排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで
適正処理の責任があります。

排出事業者

- 処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった
- マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった
- 許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した
(業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物の種類の許可がなかったなどを含む)

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

**懲役刑
罰金刑**

三年以下懲役
若しくは
三百万円以下罰金

六月以下懲役
若しくは
五十万円以下罰金

五年以下懲役
若しくは
千万円以下罰金

- 著しく安い処理料で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

注意義務違反[※]

もしも、
委託先の処理業者が
不法投棄をしたら

措置命令

委託した事業者の責任として、自治体より産業廃棄物の撤去命令(撤去費用の負担など)が出されることがあります。

**命令
違反**

五年以下懲役
若しくは
千万円以下罰金

※より詳しい情報については、http://www.sanpainet.or.jp/service/service07_7.htmlもご参照ください。

産業廃棄物の処理で、不明なことがあれば都道府県(政令市)の
産業廃棄物担当部署へ問い合わせてください。